

議案第14号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年11月25日提出

恵庭市議会議員 柏野大介 新岡知恵

記

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和4年12月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当の額は、第4条第2項の規定により定められる額から、5万円を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～5（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 <u>令和4年12月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当の額は、第4条第2項の規定により定められる額から、5万円を減じて得た額とする。</u></p>